

平成20年2月15日

各位

株式会社ビー・エフ・アール
管財人 弁護士 上田裕康

会社更生手続開始決定と管財人就任のご挨拶

余寒の候、時下ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。

各位におかれましては突然の話で驚かれていますと思いますが、BFRゴルフ倶楽部の経営会社である株式会社ビー・エフ・アール（以下「更生会社」といいます。）は、平成19年12月9日の大阪地方裁判所における会社更生手続の申立てを受け、同日付の保全管理命令による保全管理期間を経て、同月18日に更生手続開始決定がなされ、同裁判所の選任により、小職が更生会社の管財人に就任いたしました。今後、会社更生という強力な再建手続のもと、BFRゴルフ倶楽部の事業価値を保全しつつ事業の再建を図ることとなります。小職をはじめとする管財人団及び従業員一同、全力を尽くして、再建のため努力して参る所存でございますので、何卒格段のご支援とご理解を賜りますようお願い申し上げます。

BFRゴルフ倶楽部は、更生手続中ではありますが、現在も、これまでと変わることなく営業を継続しておりますし、今後も、ご来場いただいたのプレーには支障なきようクラブの運営に努める所存です。元来、風光明媚な地理的条件を有しているゴルフ場ありますが、資金的な面から十分なコースメンテが行われていなかったところもあります。今後は、徐々にではありますが、必要なコース改善等も進めていき、より良いゴルフ場に変えていければと考えておりますので、皆様方のご協力を何卒お願い申し上げます。

会員の皆様に対しましては、法的手続き上の必要性から、会社更生手続開始申立以後、会員権の名義変更・新規入会の手続はすべて停止させていただいております。今後、債権調査完了後、できるかぎり早期に名義書換を再開したいと考えておりますので、しばらくお待ち下さい。なお、昨年11月度に料金体系は一部変更されておりましたが、プレー権の扱いにつきましては当面の間これまでどおりとさせていただき、適宜、皆様にお喜びいただけるサービス・料金体系を提供させていただければと思っております。

コースには、サービスの向上を図るため、大手のゴルフ場運営会社における支配人経験者を今回招聘し、ゴルフ場全体の改善に取り組んでいただいております。また、ご要望の多かったクレジットカードの利用についてもVISA、MASTER等をご利用いただけるように致しました。このように今までにできなかったことにつきましても、積極的に取り組んでいく所存ですので、できればBFRゴルフ倶楽部にご来場いただき、その変化の過程をご確認いただければと存じます。

ぜひ、本年も以前と変わらぬご愛顧・ご利用のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上